

2021年秋、会員の皆様に会則改訂案を配布し、書面審議で会則を改訂しました。
改定後の会則を掲載します。

早稲田大学校友会東村山稲門会 会則

第1章 総 則

第1条（名称） 本会は早稲田大学校友会東村山稲門会と称する。

第2条（目的） 本会は会員相互の親睦と研鑽を図り、併せて母校早稲田大学の発展及び東村山市の文化向上に寄与することを目的とする。

第3条（事業） 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 会員の交流と親睦及び研鑽に関する事業
- 二 早稲田大学及び早稲田大学校友会の発展に寄与するための事業
- 三 年次会報、会員名簿、東村山稲門会ニュース等の発行に関する事業及び関連ウェブサイト（ホームページ等）の維持管理に関する事業
- 四 その他本会の目的達成に必要な事業

第4条（会員） 東村山市に在住、または勤務先を有する早稲田大学校友（校友会規則による会員）は、所定の手続きをもって本会の会員となることができる。

2 東村山市以外に在住する校友も、役員会の承認を得て会員となることができる。

3 東村山稲門会に多大な貢献がある会員は、役員会の承認を得て名誉会員になることができる。

第5条（資格の喪失） 会員が次の各号に該当する場合には、資格を喪失する。

- 一 死亡した場合
- 二 退会届を提出した場合
- 三 会費の2年間納入なき場合

第6条（事務局） 本会の事務局は東村山市に置く。所在地は事務局長宅とする。

第2章 役 員

第7条（役員） 本会に次の役員をおく、各役員は各号に定める職務にあたる。

- 一 会 長 1名 職務：本会を代表し、会務を統括する。
- 二 副会長 若干名 職務：会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 三 事務局（次）長 若干名 職務：会長を補佐し、本会の事務関係を統括する。
- 四 幹 事 若干名 職務：本会の円滑な運営に積極的な提言を行い会務の実践にあたる。
- 五 会 計 2名 職務：本会の経理を処理する。
- 六 会計監査 2名 職務：本会の会計を監査する。

七 顧問及び相談役 若干名 職務：本会の目的達成に必要な助言をする。

第 8 条（役員の選出） 役員は総会において選出する。

第 9 条（役員の任期） 役員の任期は 2 年とする ただし再任を妨げない。
補選により選任された役員の任期は、次期改選までの期間とする。
会長の任期は原則 4 年までとする。

第 10 条（役員会） 役員は会務の円滑な運営をはかるために、役員会を構成する。
2 役員会は総会の議決事項を除く事項を協議し、出席役員の過半数をもって決する。
3 本会則に規定のない事項については役員会の決定により運営する。ただし、重要事項については、総会に報告し事後承認を得るものとする。
4 役員会は、会長が必要に応じて招集し、議長となる。

第 11 条（運営会議） 役員会の補助機関として、運営会議を置く。
運営会議は、会長、副会長、会長の指名した幹事、会員によって構成し、役員会及び総会の円滑な運営を図ることを目的とする。

第 3 章 会の運営

第 12 条（総会の開催） 通常総会は年 1 回とし、会長がこれを招集し、議長となる。
2 臨時総会は役員の半数以上が必要と認めたときに臨時開催する。

第 13 条（総会の決議） 総会は、この会則で定めることその他次の事項について協議し、出席会員の過半数をもって決する。
一 活動報告および会計報告に関する事項
二 活動計画および予算案に関する事項
三 会則の改廃に関する事項
四 その他役員会が必要と認める事項

第 14 条（分科会・同好会） 役員会の承認を得て、有志・希望者による各種の分科会・同好会を開催することができるものとする。

第 4 章 会 計

第 15 条（運営経費） 本会の運営経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれに充当する。
2 本会の会計年度は 1 1 月 1 日に始まり、翌年の 1 0 月 3 1 日に終わる。

第 16 条（会費） 本会の会費は次の通りとする。
会員は、年会費 5, 0 0 0 円を納入するものとする。
2 中途入会者の年会費は月 5 0 0 円の割合で徴収する。ただし、年間 5 千円を超えることはない。
3 名誉会員の会費は、役員会の承認を得て納入を免除することができる。

第 5 章 雑 則

第 17 条（禁止事項） 本会の活動に、特定の政党活動、宗教活動、営業活動等は持ち込んではない。

第 18 条（異動連絡） 会員は、住所等に異動が生じた時は、速やかに本会事務局に届けるものとする。

第 19 条（会員家族） 会員及び故人会員の配偶者を含む家族は、役員会の承認を得て稲門会行事及び同好会活動に参加し、東村山稲門会ニュースを受け取ることができる。

付則

1（施行） 本会則は、2021 年 11 月 20 日から施行する。

東村山稲門会慶弔規定

1 慶事

1 会員の結婚に際しては「早稲田大学校友会東村山稲門会長」名で祝電を送る。

2 弔事

（1）会員の死亡の際に、東村山稲門会として弔慰を示す。

（2）弔慰の内容は、次の通りとする。

- ① 早稲田大学校友会東村山稲門会名義の生花 1 基、及び早稲田大学校友会東村山稲門会名義の弔電を送る。ただしこれを香典に変える場合もある。
- ② 通夜又は葬儀に、可能な限り、東村山稲門会の会員が弔問する。

以 上

○	1997 年 2 月 1 日	役員会決定
○	1997 年 11 月 10 日	総会承認
○	2002 年 11 月 17 日	総会承認（一部改訂）
○	2008 年 11 月 16 日	総会承認（一部改訂）
○	2011 年 11 月 20 日	総会承認（一部改訂）
○	2021 年 9 月 30 日	総会承認（一部改訂）

編集後記

創立 25 周年の節目にその祝意を形にし、コロナ禍を乗り越えた証に「東村山稲門会創立 25 周年記念誌」を発刊できました。会員皆様と稲門会をこよなく愛された亡き先人に感謝申し上げます。コロナ災厄が長期化する厳しい環境下にありましたが、全会員参加型の編集を主眼にした当「記念誌」誕生は 14 町・市担当委員 23 名による会員紹介欄等の編集に賭ける熱情と町内会員同志との絆の結実に因るものです。当会 25 年の歩みと主要催事の活動等を編むに、会設立に際し奔走された先達の黎明期から成長期の足跡を遍く探り、爾来今日に至る活動歴史と堅実な運営実績を手持ちの各種資料や同志の教示から整理し集約できました。各地域内での会員相互の新たな交流が生まれることを願い、また同志との触れ合いや仲間への思いやりを軸に稲門会の存在意義がより高まることを願っております。
(岡田 一郎)

25 周年記念誌発行にあたっては、大きく以下の 2 点をポイントとして考えました。①過去 25 年間の東村山稲門会活動のまとめ②会員の皆様の現況がどのようなかを分かり易く紹介。お陰様で、各町会員紹介にあたっては、会員の皆様、及び、各町紹介編集委員の方のご協力の基、個性的な紹介になったと思っています。今回の記念誌を読むことにより、会員皆様の東村山稲門会活動への理解の深化と稲門会活動への更なる参画のきっかけになっていただけると嬉しいです。又、写真等をみることにより、興味ある他の会員の方もみつかったと思います。様々なイベント時、更なる交流を深めていただけたらと思います。コロナ禍、活動の制限も継続しています。制限解除後、以前と同じようなイベント等を開催し、結果、会員間の交流がさらに深まればと思います。
(町田 光高)

創立 25 周年記念 稲門会と東村山

発 行 日 : 2021 年 11 月 1 日
 発 行 : 早稲田大学校友会東村山稲門会
 発行責任者 : 山本 岩男
 編 集 委 員 : 岡田 一郎 町田 光高

各町会員紹介の編集委員

青山 稔	阿部 茂	井垣 和太
大内 一男	小野 浩一	加藤 正俊
上町 弓子	黒田 祐司	小森 敏孝
崎山 裕子	清水 聡	滝来 京子
高柳 剛	太刀岡貴司	當間 昭治
戸田 志郎	富澤 文雄	南湖 修一
野村 茂樹	藤井 省	前田 恒文
町田 和夫	吉田 勝	



WASEDA ALUMNI
SINCE 1885

